

大学・地域共創プラットフォーム香川部会設置規程

(目的)

第1条 大学・地域共創プラットフォーム香川（以下「プラットフォーム」という。）に、プラットフォーム規約第13条第2項の規定に基づき、次の部会を置く。

- (1) 進学・教育部会
- (2) 就職・産業振興部会
- (3) 地域活性化部会

(所掌事項)

第2条 各部会は、総会及び運営委員会の方針を受け、次に掲げる事項を所掌し、関連事業を実施する。

- (1) 進学・教育部会
 - イ 県内進学への促進に向けた県内高等学校等との連携に関する事項
 - ロ 県内大学等の情報発信に関する事項
 - ハ その他県内進学への促進、教育の向上に関する事項
- (2) 就職・産業振興部会
 - イ 県内大学等との連携による県内企業への就職促進に関する事項
 - ロ 産業振興のための地域と県内大学等の連携による共同研究に関する事項
 - ハ PBL（課題解決型学習）及びリカレント教育の推進に関する事項
 - ニ その他県内就職・産業振興に関する事項
- (3) 地域活性化部会
 - イ 県内大学等と連携した地域社会を支える人材の育成及び人材の定着に関する事項
 - ロ 県内大学等と連携した地域づくりに関する事項
 - ハ その他地域の連携促進に関する事項

(組織)

第3条 部会は、部会員をもって組織する。各部会の部会員は、別に定める。

- 2 部会に、事業を管理する幹事及びその補佐をする副幹事を置く。
- 3 幹事及び副幹事は、部会員のうちから、会長が推薦し、部会において互選により選任する。
- 4 幹事及び副幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 5 幹事及び副幹事は、前項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

6 部会に、部会長を置く。部会長は幹事の中から選任する。

(事業の実施)

第4条 幹事は、部会員と連携し、所掌事項の関連事業を実施する。

2 関連事業の実施その他必要な事項は、幹事と部会員の協議により定める。

3 総会及び運営委員会の承認を受けていない新たな事業が、部会員から提案された場合においては、所掌事項の範囲内において、幹事の判断により、その事業を実施することができるものとする。

(ワーキンググループ)

第5条 部会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループのメンバーは、部会員の中から幹事が選任する。

3 ワーキンググループの所管事項その他必要な事項は、部会が定める。

(事務)

第6条 部会の事務は、各部会の幹事において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附則

1 この規定は、令和4年3月28日から施行する。

2 この規約の施行後、最初に任命される第3条第2項に定める幹事及び副幹事の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。